

山岳同好会「やまびと」規約

第一章 総則

- 第1条 (名称) 本会はこれを山岳同好会「やまびと」と称する。
- 第2条 (目的) 本会は、会員が自然に親しみ会員相互の親睦を図り、安全で実りある山行を楽しむことを目的とする。
- 第3条 (本部) 本会の本部は、会長宅とする。

第二章 会員

- 第4条 (資格) 基本的には年齢、性別、経験を問わず、希望する者は誰でも本会の会員となることができる。しかし、例外的に、その者が社会通念上、会へなんらかの問題を持ち込む可能性がある場合または高齢者で登山経験がないなど例会参加に不安がある場合は入会を断ることがある。
- 第5条 (入会) 会員となるためには所定の入会申込書に署名捺印をし、規定の入会金および年会費を支払わなければならない。役員会(持ち回り等含む)の承認後、会員に通知する。
- 第6条 (退会) 会を退会するときは書面により退会届を会長に提出しなければならない。なお、E-メールによる退会届も書面による退会届とみなすこととする。役員会(持ち回り等含む)の承認後、会員に通知する。
- 第7条 (会よりの退会通知) すでに会員資格を有する者が、社会通念上、会員として適切でないと判断される行為を行った場合等には、役員会の判断において当該会員の退会を決定し、会長名にて退会通知書を発行する場合がある。
- 第8条 (休会) 海外赴任等やむをえない事情がある場合は3年を超えない範囲で当会を休会することができる。休会を希望する者は書面(第7条と同様、E-メールを含む)により、会長へその旨を願い出て承認を受ける。休会の場合の年会費の考え方は、当該会員が退会したものとみなして年会費を管理する。当該会員が休会を終え復帰するときには、入会金は必要としない。
3年以内に復帰しない場合は、休会した日から満3年となる日をもって退会したものとみなす。

第三章 財務

- 第9条 (会計年度) 本会の会計年度は、1月1日から12月末日までとする。会計報告は定期総会においてこれを行う。
- 第10条 (入会金) 入会金は2,000円とする。
- 第11条 (年会費) 年会費は3,000円とする。入会時の年会費は入会時の月に応じ月割りで徴収する。(月の中途の入会は翌月分からとする。)また、各年度の年会費は、定期総会時に新年度分の年会費を支払う。総会欠席者は、総会の翌月末日までに、所定の方法により年会費を支払う。年会費を支払わない者は第7条に関らず自動的に本会を退会したものとみなす。
- 第12条 (返金) 会計年度中途の退会者に対して、すでに支払った年会費を返金することはしない。
- 第13条 (担当) 本会の財務は役員会の会計担当がこれを行う。

第四章 機関

<総会>

第14条 (総会)総会は会の最高意思決定機関であり、会長は毎期の活動年度内に1回、会員を召集し定期総会を開催する。定期総会において会長は1年間の活動報告、その他の連絡事項、新年度役員、新年度の活動計画を議題とし承認を求める。なお、会長が必要と認めるときは臨時の総会を召集することができる。

第15条 (総会の承認)総会の承認は出席会員の過半数の同意をもって有効とする。

第16条 (規約の改正)本規約の改正は総会の承認事項とする。

<役員会>

第17条 (役員会)当会を効率的に運営していくにあたり、当会は以下の役員会を設置する。

会長 1名 副会長 2名以内 会計 1名 事務局 2名 幹事 若干名
選出に当たっては役員会による推挙又は選挙の方法による。又、役員外の会計監査1名を設置する。

第18条 (会長代行)会長がなんらかの事由で会長の任務を行使できない場合は副会長が会長の任務を行使する。

第19条 (役員を選任)上記役員は、会計年度にしたがって1年とするが再任を妨げない。会長は役員経験者より選任し累計5年、その他役員は累計 10 年までの再任を妨げない。但し、会長、副会長の後任が決まらない場合は1年を限度として再任を妨げない。

旧役員会は新年度役員案を総会に提出し、総会の承認をもって新年度の役員会が発足する。また年度の中で役員が退会等の理由で役員を降ろす場合、役員会は後任の役員を決定することができる。後任の役員は前任者の残任期間とする。

第20条 (役員会の任務)役員会は以下の任務を行う。

- (1) 例会の立案と実施
- (2) 会員の入退会等の承認
- (3) 各例会の活動記録の保存
- (4) やまびとホームページの管理
- (5) 会費の徴収及び会計
- (6) 総会の実施
- (7) 外部団体との連携、その他当会運営に関わる必要事項の審議と実施

第21条 (開催)役員会は年に4回以上開催することを原則とする。緊急時には、役員会をネットその他の通信手段で開催することができる。

第22条 (役員手当)役員に対する活動手当を支給するものとする。

第五章 山行

第23条 (実施する山行等)当会は「安全で楽しく」をモットーに、ハイキング及び軽登山を中心とした山行を実施する。本格的な岩登り、沢登り、鈴鹿程度を超える雪山登山は原則として実施しない。

第24条 (定例山行)定例山行として、基本的に毎月第一例会と第二例会及び随時第三例会を計画する。歩行時間はおよそ、登り2から3時間、下り1.5時間から2時間程度の日帰り山行を原則とするが、夏季等に泊まりの遠征山行を希望に応じて実施する。詳細は「例会ガイドライン」に定める。

第25条 (例会リーダー) 例会のリーダーは会員全員が経験できるよう、持ちまわり制として各会員が担当し、その順番は役員会が調整・決定する。

リーダーとして指名された者は山行計画を立案し、担当役員の承認を得る。必要に応じてサブリーダーを1名ないし複数名、依頼することができる。

例会の内容は、2か月前までにホームページにその日程と概要を紹介し、Eメールで募る。実施に際しては登山届を所定の場所に提出するとともに、所定の方法で事務局に届けなければならない。詳細は「リーダーガイドライン」に定める。

第26条 (天候による判断) 天候により例会が実施か中止かあやぶまれる時は、リーダーは前日の夜もしくは遅くとも当日の6時までに、例会の実施あるいは中止という決定事項をホームページの掲示板に載せる。ただし、天候になんら問題のない場合はこのかぎりではない。

第27条 (天候判断の基準) 例会の実施、中止の判断基準を以下の通りとし、リーダーが最終決定する。

- (1) 当日6時に降雨がみとめられる場合は中止することが望ましい。
- (2) 当日6時に降雨がみとめられなくても、それ以後、降水確率がおおむね50%以上が予想される場合は中止が望ましい。
- (3) 上記以外でも、台風が接近しているなど、特別の状況も考慮すること。

なお参加申込者が、個人的な天候判断により例会不参加とする場合は、必ずその旨をリーダーに知らせることを要する。

第28条 (会員の心得) 例会参加に際しては体力維持と健康管理に努め、登山装備チェック表に基づいて装備を整え、登山マナーを尊重し、安全対策マニュアルを順守する。また、会の推奨する講習会等に参加するよう努める。

第29条 (例会時のリーダー手当) 例会のリーダーには、例会ごとに1日当たり1000円のリーダー手当を支給する。

第30条 (例会時の車両手当等) 各例会等において、集合場所より登山口まで車の提供があった場合は、その車両経費を30円/kmとして1台分を計算し、それに関わった総人数でその経費を分担するものとする。高速道路等実費については、すべて実費の人数割りとする。

第31条 (個人責任) 当会の活動は、例会、その他の有志による個人山行を問わず、最終的にはすべて個人の判断と責任で行動するものであり、活動の上で不慮の事故等が起きた場合、当会はなんら賠償責任を負うものではない。

第32条 (山岳保険) 第31条の理由により個人にて会の推奨する山岳保険に加入することとする。

第六章 疑義

第33条 (疑義) この規定で記載されない諸処の疑義が生じた場合は、役員会の判断により対処する。

平成2年1月4日会設立。平成18年10月1日規約制定。平成21年2月1日改正。平成23年2月6日改正。平成26年2月23日改正。平成27年2月1日改正。平成28年2月11日改正。平成29年2月18日改正。